

運営規程

(指定（介護予防）短期入所生活介護）

社会福祉法人横浜鶴声会

やまゆりホーム運営規程

《指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護事業）》

（目的）

第1条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業（予防事業）」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業（予防事業）の運営方針は、要介護状態又は要支援状態にある利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能維持並びにその家族の負担の軽減を図る。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 やまゆりホーム
- 2 所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----|------------------------------------|
| (1) 管理者 | 1名 | 管理者は、業務の管理を一元的に行う。 |
| (2) 医師（非常勤） | 1名 | 利用者の医療及び健康管理を行う。 |
| (3) 生活相談員 | 1名 | 利用者及びその家族の生活相談等を行う。 |
| (4) 介護職員 | 27名 | 利用者の身体上の介護及び生活上の介護等を行う。 |
| (5) 看護職員 | 4名 | 利用者の療養上の世話及び診療上の補助を行う。 |
| (6) 管理栄養士 | 1名 | 利用者の食事内容等栄養管理を行う。 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名 | 利用者の身体機能の維持、回復に必要な訓練の指導等に
従事する。 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名 | 介護に関する計画の作成、管理、助言をおこなう。 |

但し、上記職員については、施設の職務と兼任とする。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

10人

（事業（予防事業）の内容及び利用料等）

第6条 事業（予防事業）の内容及び利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 事業（予防事業）の内容

利用者の心身の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づき、日常生活を営むうえで必要な介護及び機能訓練を行うとともに要介護状態（要支援状態）の軽減又は悪化を防止する。

(2) 利用料（別紙「やまゆりホーム料金表」による）

厚生労働大臣が定める基準によるもの並びに食費、滞在費とする。

(3) その他の費用の額

別表1の定める金額とする。

（送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

鶴見区、港北区

(利用に当たっての留意事項)

第8条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を受ける利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑となる言動は慎しむこと。
- (2) 施設、設備、備品等は大切に扱い、許可なく移動又は持ち出してはならない。
- (3) 喫煙はできません。館内は全面禁煙です。
- (4) その他入所介護が安全かつ快適に行われるよう相互に協力しなければならない。

(緊急時等における対応等)

第9条 利用者に病状の急変等緊急の事態が発生した場合には、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡する等適切な措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理及び感染症対策等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 2 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

(非常災害)

第11条 非常災害に備えるため、事業所に自衛消防隊を設置すると共に、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(職場におけるハラスメント)

第14条

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

6 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の終了日から5年間とする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人横浜鶴声会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(施行日)

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

この規程は、平成13年 1月1日から施行する。

この規程は、平成14年 9月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年 1月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。

別表 1

1. 理 髪 代	2, 5 0 0 円～3, 0 0 0 円
2. 送 迎 費 用	
① 事業所から片道おおむね2キロメートル以内	加算のみ
② 事業所から片道2キロメートルを超える場合、超過料500円の追加料金が自己負担（介護保険給付外）となります。	

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人横浜鶴声会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることに努めます。

特別養護老人ホーム やまゆりホーム
施 設 長 晝間 靖裕